

サービス産業経営体質強化事業費
認定・ハンズオン支援制度 認定要綱

(目的)

第1条 この制度は、将来的な成長が期待される県内企業の認定やハンズオン支援を行うことにより、当該企業の認知度向上と成長、他の県内企業への挑戦意識の広がりにつなげることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「中小企業者」 中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条第1項に規定する中小企業者、中小企業団体及びそれに準ずるものとして知事が特に支援が必要と認める団体をいう。
- (2) 「みなし大企業」 次に掲げる企業をいう。
 - (ア) 発行済株式の総数または出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業(中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社または投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合は除く。以下同じ)が所有している企業等
 - (イ) 発行済株式の総数または出資価額の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している企業等
 - (ウ) 大企業の役員または社員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている企業等

(認定)

第3条 認定は、県内の金融機関、商工団体、市町、産業支援機関の推薦に基づき、知事が行う。

(認定企業)

第4条 認定企業は、次の(1)から(5)に掲げる情報をもとに、当該事業者の事業の特徴、地域貢献期待等を総合的に勘案した結果、サービスの発展により、認定後5年間で高い成長が期待されるものと知事が認めたもので、(6)から(8)を全て満たすものとする。

- (1) 事業の特徴
- (2) 成長性の見込み
- (3) 経営資産や経営手法
- (4) 地域貢献期待
- (5) 経営者の取組意欲

- (6) 中小企業者であるか、又はみなし大企業のうち親会社が県内企業であること。
 - (7) 県内に本店又は主たる事業所を有し、県内で事業活動を行うこと。
 - (8) 以下のいずれにも該当しないこと。
 - (ア) 一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従った決算書類を作成していない。
 - (イ) 直近決算で、売上高が1千億円以上又は資本金が10億円以上となっている。
 - (ウ) 東京証券取引所に上場している。
 - (エ) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある。
 - (オ) 県税、法人税(個人事業主の場合は所得税)、消費税及び地方消費税の滞納がある。または、納税に関して、正式な猶予の手続き等を経ていない。
 - (カ) 会社更生法に基づく会社更生手続、民事再生法に基づく民事再生手続又は破産法に基づく破産手続を開始している。
 - (キ) 重大な法令違反がある。
 - (ク) 被告又は被告人として訴訟当事者となっている。
 - (ケ) 役員が被告人として訴訟当事者となっている。
- 2 認定企業の名称は、長崎県ネクストリーディング企業とする。

(認定申請)

第5条 認定を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を知事に提出するものとする。

- (1) エントリーシート
 - (2) 推薦書
 - (3) 誓約書
 - (4) 法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書(発行日から3ヶ月以内)の写し
 - (5) 直近の貸借対照表及び損益計算書(販管費明細及び製造原価計算書を含む)
 - (6) 会社案内
 - (7) 県税に未納がないことを証明する納税証明書(発行日から3ヶ月以内)の写し
 - (8) 法人税(個人事業主の場合は所得税)、消費税及び地方消費税に係る未納税額のないことを証明する納税証明書(発行日から3ヶ月以内)の写し
- 但し、各税務署発行の納税の猶予許可通知書、各振興局税務部門発行の徴収猶予許可通知書の写しの提出があった税目に関しては(7)と(8)の添付は不要とする。

(認定の期間)

第6条 認定の有効期間は、認定日から3年間とする。

(調査)

第7条 知事は、必要と認められるときは、認定企業の事業活動等について、書類、聴取、実地による調査を随時、実施することができる。

(公表)

第8条 知事は、認定企業の事業活動について、必要があると認めるときは、認定企業に発表をさせることができ、また認定企業との協議の上公表することができる。

(認定の取り消し)

第9条 知事は、認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 第4条の規定による要件を欠くに至ったとき
- (2) 事業活動を中止又は廃止したとき
- (3) 法令へ違反したとき、その他認定企業として適当でなくなったと認めるとき

(ハンズオン支援)

第10条 知事は、認定企業のうち、ハンズオン支援を希望し、次の各号を全て満たすものについて、必要と認める場合は、ハンズオン支援を行う。ハンズオン支援の内容については別途定める。

- (1) 県外需要獲得による成長を目指すこと
- (2) 5年間で付加価値額を直近から20%以上向上することを目指し、目標を設定していること
- (3) 経営者または事業執行に対し権限をもった役員が、当該支援に対し積極的に関わる意思があること

(ハンズオン支援申請)

第11条 ハンズオン支援を受けようとする者は、第5条に定める認定申請書類に加え、次の各号に掲げる書類を知事に提出するものとする。また、これらの書類に加え、プレゼンテーションの資料を提出することも可能とする。その場合、プレゼンテーションの資料の様式は任意とし、日本工業規格のA4版の大きさで最大30ページ(表紙を含む)とする。

- (1) 事業推進計画書

(ハンズオン支援の期間)

第12条 ハンズオン支援の期間は、予算の範囲内において、1社につき最大2年間とする。

(ハンズオン支援を受ける者の配慮)

第13条 ハンズオン支援を受ける者は、支援機関等が行う助言等を真摯に受け止め、自社の成長につなげるべく、最大限配慮すること。

(定期報告)

第14条 ハンズオン支援を受けた者は、ハンズオン支援の以後終了する事業年度に係る決算関係書類(貸借対照表、損益計算書、販管費明細及び製造原価計算書)を知事に提出

するとともに、県・県産業振興財団による書類、聴取、実地による調査へ協力しなければならない。

(雑則)

第 15 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(附則)

この要綱は、令和 4 年 7 月 13 日から施行する。

(令和 4 年 9 月 29 日一部改正)

この要綱は、令和 4 年 9 月 29 日から施行する。

(令和 5 年 3 月 17 日一部改正)

この要綱は、令和 5 年 3 月 17 日から施行する。

(令和 5 年 6 月 30 日一部改正)

この要綱は、令和 5 年 6 月 30 日から施行する。

(令和 6 年 4 月 26 日一部改正)

この要綱は、令和 6 年 4 月 26 日から施行する。